

千葉県報

号外
令和3年7月20日

号外第57号

千葉県報

令和3年7月20日(火曜日)

主要目次

○ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	三
○ 千葉県県税条例の一部を改正する条例	三
○ 千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	四
○ 多衆行進又は集団運動に関する条例等の一部を改正する条例	五
○ 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	六
○ 保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	八
○ 千葉県新型コロナウイルス感染症に係る臨時の医療施設の開設等の迅速化及び円滑化に関する条例の一部を改正する条例	九
○ ぶぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例	九
○ 県が管理する県道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例	九
○ 千葉県県立特別支援学校設置条例の一部を改正する条例	一〇
○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	一〇
○ 千葉県水道事業、工業用水道事業及び造成土地管理事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	一〇

条例のあらまし

○ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十号）（総務課）

一 改正の概要
 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（附則第三項関係）

二 施行期日
 公布の日から施行することとした。

○ 千葉県県税条例の一部を改正する条例（条例第二十一号）（税務課）

一 改正の概要
 1 電気供給業のうち特定卸供給事業に係る法人の事業税について、資本金等の額が

一億円超の普通法人にあつては収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額により、それぞれ課税することとした。（第三十四条、第三十六条及び第三十七条関係）

2 軽油引取税について、免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行う場合における免税証への免税軽油使用者の押印を不要とすることとした。（第七十二条の十三関係）

3 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者が電子計算機を使用して作成する場合における県税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存について、知事の承認を不要とすることとした。（第百十一条から第百十四条まで関係）

二 施行期日等

1 令和四年四月一日から施行することとした。ただし、一、二については令和三年八月一日から、一、三については令和四年一月一日から施行することとした。

2 所要の経過措置を設けることとした。

○ 千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十二号）（市町村課）

一 改正の概要

1 旅券法等に基づく一般旅券の発給の申請の受理等の権限を館山市、茂原市及び南房総市並びに夷隅郡大多喜町及び安房郡鋸南町に移譲することとした。（別表第一号の二関係）

2 老人福祉法に基づく有料老人ホームの設置者に対する事業の制限及び停止の命令等の権限を我孫子市及び香取郡東庄町に移譲することとした。（別表第五号の六関係）

3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等に基づく地域連携薬局と称することの認定の申請の受理等の権限を千葉市、船橋市及び柏市に移譲することとした。（別表第二十二号の二から第二十三号まで関係）

二 施行期日等

1 令和三年八月一日から施行することとした。ただし、一、一のうち、茂原市への移譲については同年十月十四日、夷隅郡大多喜町への移譲については令和四年一月四日、館山市及び南房総市並びに安房郡鋸南町への移譲については同年九月二十八日、一、二の一部については公布の日から施行することとした。

2 所要の経過措置を設けることとした。

○ 多衆行進又は集団運動に関する条例等の一部を改正する条例（条例第二十三号）（政務課）

一 改正の概要

押印等を求める手続の見直しを実施するため、次の条例について所要の規定の整備を行うこととした。

- 1 多衆行進又は集団運動に関する条例
- 2 職員の服務の宣誓に関する条例
- 3 千葉県警察基本条例

二 施行期日

令和三年八月一日から施行することとした。

○ 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（条例第二十四号）（政策法務課）

一 改正の概要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正により、事業者等における諸記録の作成、保存等について、電磁的記録により行うこと等ができることとされたことに伴い、関係する次の条例について所要の改正を行うこととした。

- 1 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 2 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 3 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- 4 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- 5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- 6 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 7 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- 8 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 9 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例
- 10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

二 施行期日

令和三年八月一日から施行することとした。

○ 保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第二十五号）（健康福祉指導課）

一 改正の概要

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正により、感染症や非常災害に対する対策の強化等の措置が講じられたことに伴い、所要の改正を行うこととした。（第八条の二から第九条まで及び第十八条関係）

二 施行期日等

- 1 令和三年八月一日から施行することとした。
- 2 所要の経過措置を設けることとした。

○ 千葉県新型コロナウイルス感染症に係る臨時の医療施設の開設等の迅速化及び円滑化に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十六号）（医療整備課）

一 改正の概要

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（第一条関係）

二 施行期日

公布の日から施行することとした。

○ ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十七号）（衛生指導課）

一 改正の概要

食品衛生法施行令の一部改正により、全てのふぐ営業が食品衛生法の施設基準の対象となったことに伴い、同法の施設基準の対象とならないふぐ営業用の施設基準を廃止することとした。（第十五条関係）

二 施行期日

公布の日から施行することとした。

○ 県が管理する県道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第二十八号）（道路環境課）

一 改正の概要

道路構造令の一部改正に伴い、次のとおり所要の改正を行うこととした。
1 交通事故の防止を図るため必要がある場合に道路に設ける施設として、自動運行補助施設を追加することとした。（第三十一条関係）
2 歩行者利便増進道路の構造の一般的技術的基準を定めることとした。（第四十三

条関係)

二 施行期日

令和三年八月一日から施行することとした。

○ 千葉県県立特別支援学校設置条例の一部を改正する条例(条例第二十九号)(教育庁)

一 改正の概要

千葉県立東葛の森特別支援学校を新設することとした。(第二条関係)

二 施行期日

令和四年四月一日から施行することとした。

○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第三十号)(警察本部)

一 改正の概要

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の一部改正に伴い、重点整備地区における移動等円滑化のために必要な信号機について、音響信号機に、信号機の表示に関する情報を視覚障害者が使用する通信端末機器に送信することができる信号機を含めることとした。(第二条関係)

二 施行期日

令和三年八月一日から施行することとした。

○ 千葉県水道事業、工業用水道事業及び造成土地管理事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第三十一号)(企業局)

一 改正の概要

東葛・葛南地区工業用水道事業の給水量について、次のとおり減量することとした。(別表第二関係)

改正前 日量一二七、二〇〇立方メートル ↓ 改正後 日量一一一、二〇〇立方メートル

二 施行期日

令和三年八月一日から施行することとした。

条 例

職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月二十日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県条例第二十号

職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特務勤務手当に関する条例(昭和三十五年千葉県条例第七号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和二年政令第十一号)第一条に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

千葉県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和三年七月二十日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県条例第二十一号

千葉県県税条例の一部を改正する条例

千葉県県税条例(平成十九年千葉県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項第三号中「及び電気事業法」を「電気事業法」に改め、「発電事業等」という。)の下に「及び電気事業法第二条第一項第十五号の三に規定する特定卸供給事業(以下この節において「特定卸供給事業」という。)」を加える。

第三十六条第四項中「及び発電事業等」を「発電事業等及び特定卸供給事業」に、「又は発電事業等」を「発電事業等又は特定卸供給事業」に改める。

第三十七条第二項及び第三項中「及び発電事業等」を「発電事業等及び特定卸供給事業」に改める。

第七十二条の十三中「記名押印しなければ」を「記名しなければ」に改める。
第七十一条中「であつて、知事の承認を受けたときは」を「には」に、「当該承認を受けた」を「当該」に改める。

第一百十二条第一項中「であつて、知事の承認を受けたときは」を「には」に、「当該承認を受けた」を「当該」に改め、同条第二項中「前条の承認を受けている」を「前条の規定により県税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該県税関係帳簿の備付け及び保存に代えている」に、「において、県税関係帳簿のうち同条の承認を受けているもの」を「には、当該県税関係帳簿」に改め、「知事の承認を受けたときは」を削り、「当該承認を受けた」を「当該」に改める。

第一百十三条を次のように改める。

第一百十三条 削除

第一百十四条中「の承認を受けている」を「に規定する規則で定めるところに従って備付

け及び保存が行われている」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第七十二条の十三の改正規定は令和三年八月一日から、第百十一条から第百十四条までの改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定は令和四年一月一日から施行する。

(法人の事業税に関する経過措置)

2 改正後の千葉県県税条例(以下「新条例」という。)第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定は、この条例の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(電子計算機を使用して作成する県税関係帳簿の保存方法等の特例に関する経過措置)

3 新条例第百十一条及び第百十二条第一項の規定は、令和四年一月一日以後に備付けを開始する県税関係帳簿(新条例第百十一条に規定する県税関係帳簿をいう。以下同じ。)について適用する。

4 新条例第百十二条第二項の規定は、令和四年一月一日以後に保存が行われる県税関係帳簿に係る電磁的記録(新条例第百十一条に規定する電磁的記録をいう。)について適用する。

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月二十日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県条例第二十二号

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十二年千葉県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の二下欄中「野田市」の下に「、茂原市」を加え、「並びに山武郡横芝光町」を「、山武郡横芝光町並びに夷隅郡大多喜町」に改める。

別表第五号の六上欄中「第二十九条第十二項」を「第二十九条第十七項」に改め、同欄中へをリとし、同欄ホ中「第二十九条第十一項」を「第二十九条第十五項」に改め、同欄中ホをトとし、トの次に次のように加える。

チ 法第二十九条第十六項の規定による事業の制限及び停止の命令

別表第五号の六上欄中「第二十九条第九項」を「第二十九条第十三項」に改め、同欄中ニをへとし、ハの次に次のように加える。

ニ 法第二十九条第十一項の規定による報告の受理

ホ 法第二十九条第十二項の規定による公表
別表第五号の六上欄に次のように加える。

又 法第二十九条第十八項の規定による通知
ル 法第二十九条第十九項の規定による援助

別表第二十二号の二上欄中ヲをネとし、チからルまでをタからツまでとし、トをカとし、カの次に次のように加える。

ヨ 法第七十二条の二の二の規定による措置の命令(卸売販売業者に係るものに限る。)

別表第二十二号の二上欄中へをワとし、ホをヲとし、ニをチとし、チの次に次のように加える。

リ 法第四十条の五第三項の規定による再生医療等製品の販売業の許可の申請の受理

ヌ 法第四十条の五第六項の規定による再生医療等製品の販売業の許可の更新に係る申請の受理

ル 法第四十条の七において準用する法第十条第一項の規定による再生医療等製品の販売業の休廃止等の届出の受理

別表第二十二号の二上欄中「第三十五条第三項ただし書」を「第三十五条第四項ただし書」に改め、同欄中ハをトとし、ロをへとし、イをホとし、ホの前に次のように加える。

イ 法第六条の二第二項の規定による地域連携薬局と称することの認定の申請の受理

ロ 法第六条の二第四項の規定による地域連携薬局と称することの認定の更新に係る申請の受理

ハ 法第六条の三第二項の規定による専門医療機関連携薬局と称することの認定の申請の受理

ニ 法第六条の三第五項の規定による専門医療機関連携薬局と称することの認定の更新に係る申請の受理

別表第二十二号の三上欄中へをヲとし、同欄ホ中「販売業」の下に「及び再生医療等製品の販売業」を加え、同欄中ホをルとし、同欄ニ中「販売業」の下に「及び再生医療等製品の販売業」を加え、同欄中ニをヌとし、ハをチとし、チの次に次のように加える。

リ 政令第四十六条第二項の規定による再生医療等製品の販売業の許可証の再交付の申請の受理

別表第二十二号の三上欄中ロをへとし、への次に次のように加える。
ト 政令第四十五条第二項の規定による再生医療等製品の販売業の許可証の書換え交付の申請の受理

別表第二十二号の三上欄中イをホとし、ホの前に次のように加える。

イ 政令第二条の八第二項の規定による認定証の書換え交付の申請の受理

ロ 政令第二条の九第二項の規定による認定証の再交付の申請の受理

ハ 政令第二条の九第三項の規定による発見した認定証の受領

ニ 政令第二条の十の規定による認定証の受領

別表第二十三号上欄中チをリとし、ハからトまでをニからチまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ 省令第十六条の三第一項及び第三項の規定による地域連携薬局等の変更の届出の受理

第二条 千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第一号の二下欄中「船橋市」の下に「、館山市」を、「富里市」の下に「、南房総市」を加え、「並びに夷隅郡大多喜町」を「、夷隅郡大多喜町並びに安房郡鋸南町」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表第五号の六上欄ニからへまでの改正規定 公布の日

二 第一条中別表第一号の二の改正規定（「野田市」の下に「、茂原市」を加える部分に限る。）及び附則第三項の規定 令和三年十月十四日

三 第一条中別表第一号の二の改正規定（「野田市」の下に「、茂原市」を加える部分を除く。）及び附則第四項の規定 令和四年一月四日

四 第二条及び附則第五項の規定 令和四年九月二十八日
(第一条の規定による改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際第一条の規定（前項第一号から第三号までに掲げる改正規定を除く。）による改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第五号の六上欄に掲げる事務に係る老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日以後においては同表第五号の六下欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、当該市町の長のした処分その他の行為とみなす。

3 附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日前に第一条の規定（同号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第一号の二上欄に掲げる事務に係る法令（以下この項において「法令」という。）の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（同日前に法令の規定により知事に

対してなされなければならない提出で、同日前になされていないものを含む。）に係る事務で、同日以後においては茂原市長が管理し、及び執行することとなるものについては、同条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

4 附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日前に第一条の規定（同号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第一号の二上欄に掲げる事務に係る法令（以下この項において「法令」という。）の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（同日前に法令の規定により知事に対してなされなければならない提出で、同日前になされていないものを含む。）に係る事務で、同日以後においては夷隅郡大多喜町長が管理し、及び執行することとなるものについては、同条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。
(第二条の規定による改正に伴う経過措置)

5 附則第一項第四号に掲げる規定の施行の日前に第二条の規定による改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第一号の二上欄に掲げる事務に係る法令（以下「法令」という。）の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（同日前に法令の規定により知事に対してなされなければならない提出で、同日前になされていないものを含む。）に係る事務で、同日以後においては同号下欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなるものについては、同条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

多衆行進又は集団運動に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和三年七月二十日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県条例第二十三号

多衆行進又は集団運動に関する条例等の一部を改正する条例

(多衆行進又は集団運動に関する条例の一部改正)

第一条 多衆行進又は集団運動に関する条例（昭和二十四年千葉県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「次の」の下に「各号に掲げる」を加え、同条第六号中「署名、捺印」を「氏名」に改める。

(職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第二条 職員の服務の宣誓に関する条例（昭和二十六年千葉県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「なつた」を「なつた」に、「署名押印して」を「署名して」に改める。
別記様式中「㊟」を削る。

(千葉県警察基本条例の一部改正)

第三条 千葉県警察基本条例（昭和二十九年千葉県条例第二十五号）の一部を次のように

改正する。

別記様式中「㊦」を削る。

附則

この条例は、令和三年八月一日から施行する。

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月二十日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県条例第二十四号

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年千葉県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

第十七条の次に次の一条を加える。

(電磁的記録)

第十八条 婦人保護施設は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年千葉県条例第八十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第十五章 雑則(第百十三条)」に改める。

附則

第八十二条第四項ただし書を次のように改める。

ただし、同項各号に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

第十四章の次に次の一章を加える。

第十五章 雑則

(電磁的記録)

第百十三条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第三条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等

を定める条例(平成二十四年千葉県条例第八十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第十章 雑則(第九十三条)」に改める。

附則

第六条第五項中「第二項」を「前二項」に改める。

第七条第七項中「及び第四項第一号」を「、第四項第一号及び次項」に改める。

第七十三条第五項中「第二項」を「前二項」に改める。

第九章の次に次の一章を加える。

第十章 雑則

(電磁的記録等)

第九十三条 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるもの(第十四条第一項(第五十五条の五、第五十九条、第七十一条、第七十八条、第七十八条の二、第八十一条、第八十一条の九及び第八十九条において準用する場合を含む。))及び第十八条(第五十五条の五、第五十九条、第七十一条、第七十八条、第七十八条の二、第八十一条、第八十一条の九及び第八十九条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。))のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができる。(児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第四条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年千葉県条例第八十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第六章 雑則(第五十九条)」に改める。

附則

第五章の次に次の一章を加える。

第六章 雑則

(電磁的記録等)

第五十九条 指定障害児入所施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるもの(第十一条(前条において準用する場合を含む。))及び第十五条第一項(前条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。について

ては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 指定障害児入所施設等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は入所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該入所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第五条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年千葉県条例第八十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第二十章 雑則（第二百十一条）」に改める。

第二百十条第一項中「「特例介護給付費」を「「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」に改める。
第十九章の次に次の一章を加える。

第二十章 雑則
（電磁的記録等）

第二百十一条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるもの（第十一条第一項（第四十四条第一項及び第二項、第四十四条の四、第四十九条第一項及び第二項、第九十五条の五、第二百三十三條、第二百三十三條、第四百九十九條、第四百九十九條の四、第五百五十九條、第五百五十九條の四、第五百七十二条、第五百八十五条、第九百八十五条、第九百九十条、第九百九十四条の十二、第九百九十四条の二十、第二百一条、第二百一条の十一、第二百一条の二十二並びに前条第一項において準用する場合を含む。）、第五十四条第一項、第四百四条第一項（第一百十條の四において準用する場合を含む。）、及び第九十八條の三第一項（第二百一条の十一及び第二百一条の二十二において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他こ

れらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第六条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年千葉県条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第十章 雑則（第九十一条）」に改める。

第十章 雑則
（電磁的記録等）

第九十一条 障害福祉サービス事業者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 障害福祉サービス事業者及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第七条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年千葉県条例第九十号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第五章 雑則（第六十二条）」に改める。

第五章 雑則
（電磁的記録等）

第六十二条 指定障害者支援施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるもの（第十二条第一項及び第十六条並びに次項に規定するものを除く。）につ

いては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 指定障害者支援施設等及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法により行うことができる。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第八条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年千葉県条例第九十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第三章 雑則(第四十七条)」に改める。

第二章の次に次の一章を加える。

第三章 雑則

(電磁的記録等)

第四十七条 障害者支援施設及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 障害者支援施設及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法により行うことができる。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第九条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年千葉県条例第九十二号)の一部を次のように改正する。

第二十条の次に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第二十一条 地域活動支援センター及びその職員は、記録、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 地域活動支援センター及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下「説明等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法により行うことができる。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第十条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年千葉県条例第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十八条の次に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第十九条 福祉ホーム及びその職員は、記録、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 福祉ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下「説明等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法により行うことができる。

附則

この条例は、令和三年八月一日から施行する。

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月二十日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県条例第二十五条

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年千葉県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の二条を加える。

(就業環境の整備)

第八条の二 救護施設等は、利用者に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲

を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第八条の三 救護施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する処遇を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 救護施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 救護施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第九条に次の一項を加える。

3 救護施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第十八条第二項中「感染症」の下に「又は食中毒」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を、「次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年八月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和六年三月三十一日までの間、改正後の保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第八条の三(新条例第四十条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定の適用については、新条例第八条の三第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第十八条第二項(新条例第二十六条、第三十二条(新条例第四十条において準用する場合を含む。))及び第三十八条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

千葉県新型コロナウイルス感染症に係る臨時の医療施設の開設等の迅速化及び円滑化に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月二十日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県条例第二十六号

千葉県新型コロナウイルス感染症に係る臨時の医療施設の開設等の迅速化及び円滑化に関する条例の一部を改正する条例

千葉県新型コロナウイルス感染症に係る臨時の医療施設の開設等の迅速化及び円滑化に関する条例(令和二年千葉県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号。以下「特措法」という。))附則第一条の二第一項に規定する」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第十四号)第六条第七項第三号に掲げる」に、「特措法第四十八条第一項」を「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号。以下「特措法」という。))第三十一条の二第一項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月二十日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県条例第二十七号

ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例

ふぐの取扱い等に関する条例(昭和五十年千葉県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

県が管理する県道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月二十日

千葉県条例第二十八号

千葉県知事 熊谷 俊人

県が管理する県道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

県が管理する県道の構造の技術的基準を定める条例(平成二十四年千葉県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第三十一条中「柵」を「自動運行補助施設、柵」に改める。

第四十二条の次に次の一条を加える。

(歩行者利便増進道路)

第四十三条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第十条第一項に規定する新設特定道路を除く。)は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

附則

この条例は、令和三年八月一日から施行する。

千葉県県立特別支援学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月二十日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県条例第二十九号

千葉県県立特別支援学校設置条例の一部を改正する条例

千葉県県立特別支援学校設置条例(平成十九年千葉県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「千葉県立特別支援学校流山高等学園」を「千葉県立特別支援学校流山高等学園 千葉県立東葛の森特別支援学

校」に改める。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例

の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月二十日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県条例第三十号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例(平成二十四年千葉県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ中「もの」の下に「(当該表示を開始したこと又は当該表示を継続していることに関する情報を視覚障害者が使用する通信端末機器に送信することができるものを含む。)」を加える。

附則

この条例は、令和三年八月一日から施行する。

千葉県水道事業、工業用水道事業及び造成土地管理事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月二十日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県条例第三十一号

千葉県水道事業、工業用水道事業及び造成土地管理事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

千葉県水道事業、工業用水道事業及び造成土地管理事業の設置等に関する条例(昭和四十一年千葉県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二東葛・葛南地区工業用水道事業の項中「日量一二七、二〇〇立方メートル」を「日量一一一、二〇〇立方メートル」に改める。

附則

この条例は、令和三年八月一日から施行する。

購読料 本号 一部

三〇円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千葉県 〇四三(二三三)二六五八

購読申込先